

転学相談

児童・生徒の可能性を最大限に伸ばすためには、
発達状況や障害の状態に応じて、適切な教育を受けることが大切です。

お子さんの力を伸ばす時期があります。その時期を見失わないようにしましょう。

現在在籍している学校では教育効果が上がりにくいと思われるお子さんは、まず、在籍校と相談し、必要に応じて転学先の学校へ見学に行くことをお勧めしています。なお、ご自宅から最も近い学校が転学先の学校となります。

※ 特別支援学級(小)は保護者の送迎、特別支援学校(小・中)はバス停までの保護者の送迎が必要です。

転学先の学校見学

学校公開日や葛飾教育の日をご活用し、教育内容や条件をお確かめください。その他の日程をご希望の場合は、転学先の学校へ直接連絡し、見学の日程調整を行ってください。

在籍校と相談した上で、転学相談をご希望の場合は、保護者から直接総合教育センターへお申込みをしてください。

お申込みされた場合は、保護者面談、お子さんの行動観察、転学先の学校における学校体験、転学相談会を通して、お子さんに最も適した教育環境を保護者と一緒に検討していきます。

転学は、原則として次年度4月からとなりますが、お子さんの状況によっては、年度途中での転学も可能です（自閉症・情緒障害特別支援学級を除く）。

令和7年4月からの転学：令和7年1月31日(金)申込締切



お問い合わせ・お申込み

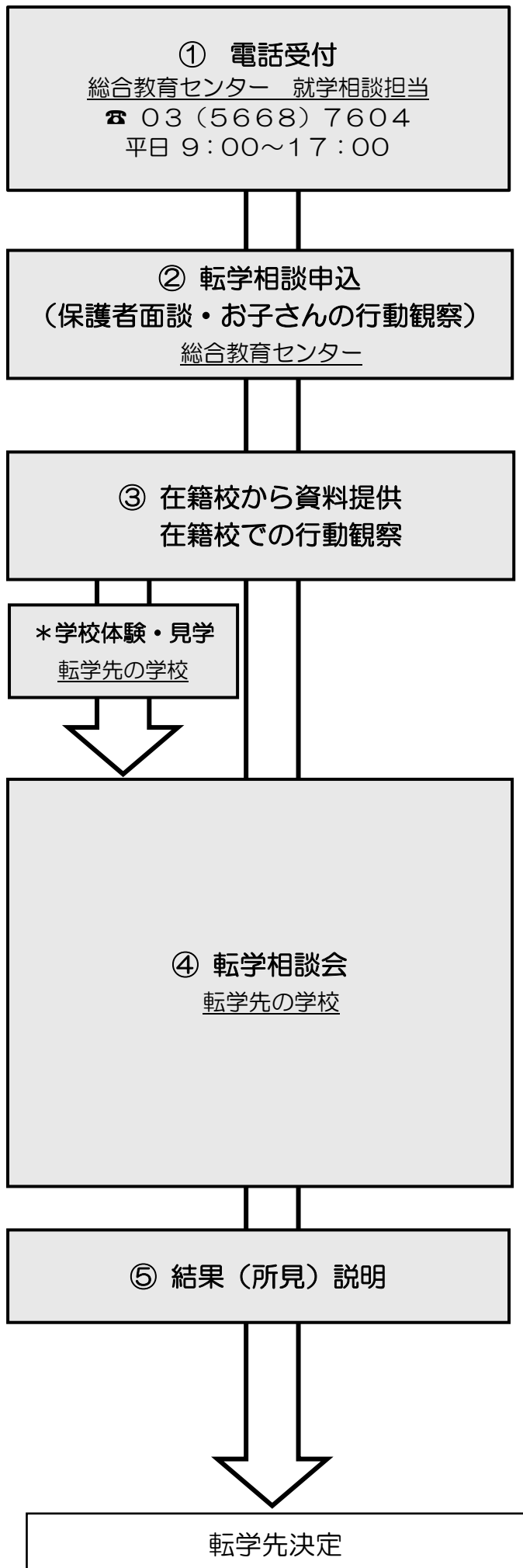
葛飾区立総合教育センター 就学相談担当

電話：03-5668-7604

所在：葛飾区鎌倉 2-12-1

「京成高砂駅」より徒歩 12 分

✿ 転学相談の流れ ✿



①電話受付

- ・相談に必要な事柄(お子さんの氏名・生年月日、在籍校、お子さんの状況、ご希望の学校種別、保護者氏名、住所、連絡先等)を伺いますので、差し支えない範囲でお聞かせください。
- ・総合教育センターで行う面談日時の調整を後日、行います。

②転学相談申込(保護者面談・お子さんの行動観察)

- 保護者**
- ・就学相談専門員が面談を行い、転学相談の仕組みや流れを説明し、保護者の方の同意を得て、お申込みいただきます。
 - ・お子さんの発達の様子やご希望の学校種別について伺います。
- お子さん**
- ・心理専門員が行動観察を行います。

③在籍校から資料提供・在籍校での行動観察

- ・在籍校から、転学相談資料としてお子さんの普段の様子に関する資料をいただきます。
 - ・担当者が、在籍校でのお子さんの様子を観察しに行きます。
- ※普段の様子をみるため、観察日については保護者へ通知いたしません。

*学校体験・見学

相談会前に、転学先の学校で長期体験を実施する場合があります。

- お子さん**
- ・転学先の学校で、授業や学級活動を体験します。
- 保護者**
- ・転学先の学校でのお子さんの様子をご覧になっていただきます。
 - ・送迎等、条件を確かめます。

④転学相談会

転学相談会当日の様子、各種資料をもとに、複数の専門家の視点で話し合い、よりよい教育環境について検討します。

- お子さん**
- ・転学先の学校で授業や学級活動等を体験します。
- 保護者**
- ・転学先の学校でのお子さんの様子をご覧になっていただきます。

※都立特別支援学校に就学希望の場合は、葛飾区教育委員会より東京都教育委員会へ相談を引き継ぎます。

⑤結果(所見)説明

- 保護者**
- ・相談会で協議した結果をお伝えします。
 - ・結果(所見)説明後、最終的な転学意思をお伺いし、保護者の同意を得た上で転学先が決定します。
- ※結果説明は原則として、相談会当日に行います。